

## 倉吉愛児園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人倉吉愛児園が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 倉吉愛児園
- (2) 所在地 鳥取県倉吉市東町342

(施設の目的及び運営方針)

第2条 倉吉愛児園(以下「当園」という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 「当園」は、保育の提供に当っては、入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 「当園」は、鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 「当園」の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。) 46人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。)のうち、満1歳以上の子ども 25人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 9人

(提供する保育等の内容)

第4条 「当園」は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 第7条に規定する時間において、特定教育・保育を提供する。
- (2) 送迎  
利用乳幼児の送迎に関しては、保護者の責任で行う。

(3) 食事の提供

2号認定の子どもに対しては、昼食（副食のみ）と午後のおやつを提供する。

3号認定の子どもに対しては、昼食（主食と副食）と午前・午後のおやつを、また0歳児に対しては月齢に合った離乳食等を提供する。

(4) その他保育に係る行事等

年間を通して四季折々の行事を行ない、子ども達に心身の発達を促すような体験をさせる。

(5) 一時預かり・一時保育の実施

受入人数に余裕のある場合に限り、市の委託事業として一時預かりを実施する。

又、市外在住者を対象とした一時保育を自主事業として実施する。

(6) 休日保育の実施

保護者の勤務の都合等で休日・祝日に保育を必要とする場合には、在園児に限り、別途申込により自主事業として実施する。職員が対応出来ない場合は、実施しない。

おやつは園で準備するが、お弁当・離乳食・お茶は家庭から持参する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1名（常勤専従）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 副主任保育士 2名（常勤専従）

副主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、主任保育士を補佐する。

(4) 保育士 17名（常勤専従9名、非常勤8名）

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を分担して行う。

(5) 調理員 3名（常勤専従2名、非常勤1名）

個々の発達段階に応じ、0歳児の離乳食を提供する。1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食については、倉吉市の献立表に基づき給食（昼食及びおやつ）を提供する。

(6) 事務員 1名（非常勤1名）

必要な物品の購入及び支払い業務、利用料の収納、職員の給与・賃金計算、社会保険・労働保険関係、税務関係、印刷物の印刷と配布、等を園長の指示のもとに行う。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

年末年始以外の日曜・祝祭日には、利用者からの申し出により、在園児に限り休日・祝日保育を実施することがある。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時～18時の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育を必要とする場合は、19時までの範囲内で延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時～16時の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育を必要とする場合は、7時～8時・16時～19時の範囲内で延長保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 「当園」の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 「当園」は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 「当園」は、前二項の支払を受けるほか、別表1に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 「当園」は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 2号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 3号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(5) 保護者からの申し出によるとき

(緊急時における対応方法)

- 第11条 「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、利用乳幼児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。事故の程度によっては、倉吉市子ども家庭課へ報告する。
- 3 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第13条 「当園」は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

- 第14条 「当園」は、別表2のとおり記録を整備し、その完結の日から決められた期間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この変更した規程は、平成28年4月1日から施行する。

この変更した規定は、平成29年4月1日から施行する。

この変更した規定は、平成30年4月1日から施行する。

**別表 1**

① 延長保育料

1時間につき50円（所定の時刻を前・後超過した時、徴収対象となる）

② 休日保育料（8時30分～17時30分を基本とする）

- ・休日に保護者が勤務の場合で、家庭での保育が困難な場合のみ実施する
- ・満1歳児から受け付ける
- ・申込は実施日の2週間前までとし、キャンセル等の場合は2日前までに行う
- ・4月～11月での利用の場合 1日1,000円
- ・12月～3月での利用の場合 1日1,200円（暖房費を含む）
- ・休日保育の延長保育料…所定の基本時刻を前・後超過した時。

30分につき100円

**【休日保育を実施しない休日・祝日】**

- 毎月第3日曜日
- ゴールデンウィーク中の休日・祝日
- お盆（8/13～8/15）中の休日
- 年末年始（12/29～1/3）

③ 一時預かり（利用可能時間）倉吉愛児園の開園時間

※倉吉市委託事業

区分	児童1人あたりの金額	
	1日に4時間以内の利用	1日に4時間超過の利用
3歳未満児	1,000円	2,000円
3歳以上児	500円	1,000円

④ 一時保育料（8時～18時を基本とする）

※自主事業

- ・1日3時間以上の利用から受け付ける。
- ・3歳未満児 1時間 300円（最低利用料金 900円）
- ・3歳以上児 1時間 250円（最低利用料金 750円）
- ・都合により基本時間を前・後超過する時は、更に1時間分を徴収する。

「おやつ」の利用料金 午前 100円 3歳未満児のみ提供  
午後 100円

「昼食」の利用料金 200円

「離乳食」の利用料金 200円

「ミルク」が必要な時は、保護者が持参する。